

「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令（案）」、「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）等に対する意見及び金融庁の考え方

No.	対象条項	当協会から提出した意見・質問	金融庁におけるコメントの概要	金融庁の考え方
1	貸金業者向けの総合的な監督指針 Ⅱ-2-9(2) ②⑤	②において、「従業者名簿の「氏名」欄に、旧氏及び名を括弧書であわせて記載している場合には、法第12条の4第1項の証明書に記載する従業者の氏名については、当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。」とあるが、⑤においては、「当該旧氏及び名を使用することができる。」とされている。⑤においても、旧氏及び名を括弧書で併せて記載等することも認められるという理解でいいか。 (理由等) 旧氏を（併記）できる対象を明確にするため。	9 貸金業者向けの総合的な監督指針Ⅱ-2-9(2)中、②において、「従業者名簿の「氏名」欄に、旧氏及び名を括弧書であわせて記載している場合には、法第12条の4第1項の証明書に記載する従業者の氏名については、当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。」とあるが、⑤においては、「当該旧氏及び名を使用することができる。」とされている。⑤においても、旧氏及び名を括弧書きで併せて記載等することも認められるという理解でいいか。	貴見のとおりと考えられます。 ご指摘を踏まえ、「旧氏及び名の使用に当たっては、旧氏及び名を括弧書で併せて記載するなどの方法で旧氏及び名を併せて使用することも差し支えない。」という注記を追加いたします。